

農村地域生活アドバイザーがお手伝い 無添加で安心
『我家のみそ、岩室産大豆で作ってみませんか』

とき 5月28日(金) 昼の部:午後1時~3時 夜の部:午後6時30分~8時30分
ところ 農村環境改善センター
材料費 10kg当たり、4,000円程度 (材料はこちらで用意します)
申込み 5月14日(金)までに、農林水産課までどうぞ (☎82-5720)

森林伐採には、『伐採届出書』の提出が必要です

また、村では皆さんの森林について、その自然条件などに適した正しい森林の取り扱い方法をいろいろな面から調査し、「岩室村森林整備計画」に定めています。ここで定められた正しい森林の取扱い(伐採方法など)を皆さんに守ってもらうために、あらかじめ「伐採計画」の届出をしてもらう必要があります。

〔届出時期〕

- ・伐採をしようとする日の30日前から90日前までに提出する。
- ・開発行為に係る伐採については、伐採届出書と開発行為に関する計画書が必要です。

〔届出用紙〕

- ・市町村に備えてあります。

〔記載事項〕

- ・伐採の場所、面積、伐採期間、伐採方法など。

～次のような場合は罰せられます!!～

※伐採の届出をしないで伐採した場合。

※伐採の届出の内容どおりに伐採するよう命令を受けたのにもかかわらず、その命令に従わない場合。

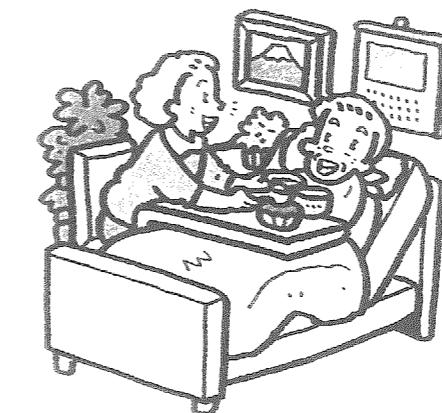
《転作くんのひとりごと》

現代農業は、生産技術と作業機械等の目ざましい進歩から、多収穫を可能にした。これに付随して安定的に高収入を得られる時代となった。これは、機械もなく畜産を駆使して全て手作業で営んでいた一昔前の先人には、夢のような姿にちがいない。また、余った米をも政府が面倒を見る『食管法』という温床が、これまでの飛躍的な進歩を後押ししてきたとも言える。しかし、新食糧法の施行により、温床は取り外され、新しく『市場原理』という命題を課せられた。ご承知のとおり「たくさん作れば価格が下がりますよ」というものだ。象徴的なことが、H9産米に起きた。ダブソキにより米が下落。稻作所得が30%以上減少した。そしてH10。大多数の農家は生産調整に取り組み米価は回復した。ひとつの方向性が見えたかにみえたが、作柄不振等の条件が重なり、結果的に、生産調整に取り組まない一部の農家が『得』をしたことになった。いわゆる『ただ乗り』だ。生産調整に真剣に取り組んでいる農家の方々の『憤り』は頂点に達したはずだ。そこでH11。ご存じのとおり昨年本村未達成となった。様々な原因是考えられるが、中でも、最大と思われるのが、第1種集荷業者の無秩序な集荷だ。『作った分は買取りますよ』という一方的な業者の原理がそうさせたといえる。しかし、業者のやり方に注目していただきたい。それは『なぜ業者は出荷契約を結ばないのか?』ということだ。計画外流通米が多く売れるからではないはずだ。米事情が変化した時、いつでも取引を止めるための予防線ではなかろうか。相手も商売「いらない時はいらない」のである。……『市場原理』になじまない一部の農家の皆さん、将来につながる安定的な出荷先の確保を考えください。先人は今の姿を望んでいるでしょうか。減反をするしない以前に、もっと重要なことがありますか。自らの判断だけではなく広い視野で、家族のため、農業経営のために今一度生産調整の主旨を考え最善の選択をしてはどうでしょうか。

平成12年4月から介護保険制度が始まります

介護保険料を支払った人は、寝たきりや痴呆など介護が必要になった時に、介護サービスが受けられます。しかし、介護サービスを受けられる人は、65歳以上の人と40~64歳までの人が次のようにサービス給付対象の条件が異なります。

今回は、介護サービス対象者の条件の違いを紹介します。



65歳以上の人(第1号被保険者)の場合

要介護認定の判定で、要支援・要介護の基準に該当すれば介護保険のサービスを利用できます。どんな原因で介護が必要になったかは関係ありません。具体的には…

- ・寝たきりや痴呆などにより、食事・入浴・排泄など、日常生活に常に介護が必要な人
- ・家事や身じたくなどの日常生活に支援が必要な人

40歳~64歳までの間(第2号被保険者)の場合

初老期痴呆・脳血管障害など老化とともに伴う病気(介護保険での特定疾病)が原因で必要になった場合に限り介護サービスが受けられます。

特定疾病の病名とは…

- ①初老期の痴呆、②脳血管疾患、③筋萎縮性側索硬化症、④パーキンソン病、
- ⑤脊髄小脳変性症、⑥シャイ・ドレーガー症候群、⑦糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症、糖尿病性神経障害、⑧閉塞性動脈硬化症、⑨慢性閉塞性肺疾患、
- ⑩両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症、⑪慢性関節リュウマチ、⑫後縦靭帯骨化症、⑬脊柱管狭窄症、⑭骨折を伴う骨粗しょう症、
- ⑮早老症



・ゆとりちゃんの介護保険 Q&A

40歳から64歳までの人は、介護の必要性は同じなのに、老化とともに伴う『特定の病気』以外は介護保険の給付が受けられないのはなぜですか?

介護保険の検討の段階では、40歳から64歳までの人にについても、原因を問わずに全て給付対象にすべきだという意見もあった一方で、若い障害の方に対する介護サービスは、現行のとおり公の責任で税で賄うべきだという意見も強く、合意を得るには至りませんでした。そこで制度の創設の段階では、高齢者に多く見られる疾患に早くからかかるような、高齢者と共通の要介護状態についてのみ、給付を行うことされました。この点については、制度施行後、5年をめどに行われる制度の見直しの際の課題と考えられています。